

○甲府市産業活性化支援条例

平成21年3月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等、ホテル・旅館、観光施設及び農場等を設置する企業に対して奨励措置を講ずることにより、本市における企業誘致を推進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 工場等 工場、研究所等で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (3) ホテル・旅館 ホテル又は旅館で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (4) 観光施設 遊園地、動物園等で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (5) 農場等 農地又は農業用施設で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (6) 対象施設 第2号から前号までに掲げる施設をいう。
- (7) 設置 自ら事業を営むために、企業が市内に新たに土地又は建物を取得し、又は賃借することをいう。
- (8) 常時雇用従業員 市内に住所を有する者であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する被保険者で、常時勤務することとして雇用されるものをいう。
- (9) 投下固定資産 対象施設においてその事業の用に供する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、対象施設を設置する企業に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。ただし、国又は地方公共団体の所有する土地を賃借する企業については、この限りでない。

2 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税額奨励金
- (2) 水道加入金額奨励金
- (3) 賃借料奨励金
- (4) 雇用奨励金
- (5) 農地整備奨励金

(奨励措置の対象者の指定要件)

第4条 市長は、工場等を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置する工場等の敷地面積が、3,000平方メートル以上であること。
- (2) 設置する工場等の延床面積が、1,000平方メートル以上であること。
- (3) 設置する工場等において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員数が、規則で定める人数以上であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

2 市長は、ホテル・旅館を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置するホテル・旅館が、国際観光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）第4条又は第17条に規定する基準を満たしていること。
- (2) 一般社団法人甲府市観光協会に加盟している組合又は協会の構成員であること。
- (3) 設置するホテル・旅館において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

3 市長は、観光施設を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当す

るときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置する観光施設に係る投下固定資産の額が、5億円以上であること。
- (2) 設置する観光施設において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

4 市長は、農場等を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置する農場等の面積が、5,000平方メートル以上の一団の土地であること。
- (2) 設置する農場等において、その設置に伴う農地の整備（法令に基づき国、地方公共団体その他規則で定める団体が実施する事業であって、その費用の一部を国又は山梨県が負担するものをいう。第6条第5項において同じ。）が行われていること。
- (3) 設置する農場等において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

(指定の申請等)

第5条 前条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする企業は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、指定をするものとする。

(奨励金の交付等)

第6条 市長は、指定をした企業（以下「指定企業」という。）に対し、対象施設に係る固定資産税（指定企業が納税義務者となるものに限る。）について、操業開始以後最初の課税年度から3年度を限度として、各年度に納付すべき固定資産税に相当する額の固定資産税額奨励金を交付することができる。

2 市長は、指定企業に対し、対象施設に係る水道加入金（甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第29条第1項に規定する水道加入金をいい、指定企業が納入義務者となるものに限る。以下この項において同じ。）について、納付した水

道加入金に相当する額に10分の5を乗じて得た額の水道加入金額奨励金を交付することができる。

- 3 市長は、指定企業に対し、対象施設に係る土地又は建物の賃借料について、3年度を限度として、規則で定める基準に基づき、賃借料奨励金を交付することができる。
- 4 市長は、指定企業に対し、対象施設の設置に伴い新たに雇用した常時雇用従業員について、規則で定める基準に基づき、一の対象施設の設置につき1回限り雇用奨励金を交付することができる。
- 5 市長は、指定企業に対し、農場等の設置に伴い当該企業が負担した農地の整備に係る費用について、規則で定める基準に基づき、農地整備奨励金を交付することができる。
- 6 前各項の奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第1項から第5項までの規定による奨励金の交付を受けようとする指定企業は、当該奨励金の対象年度の翌年度の4月末日までに申請しなければならない。
- 8 指定企業が、賦課された市税を納期限までに完納しないときは、第1項から第5項までの規定による奨励金は交付しない。
- 9 指定企業は、奨励金の交付を受けた日の属する年度の末日から3年間、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(申請内容変更等の届出)

第7条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 指定に係る事業を廃止し、休止し、又は縮小したとき。

(合併等による特例)

第8条 合併、譲渡その他の事由により指定企業の地位を承継した企業は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該承継した企業が当該指定に係る事業を継続する場合に限り、当該指定に係る地位を承継させることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項から第4項にまでの各号に掲げる指定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。
- (3) 対象施設を指定に係る事業以外の用途に供したとき。
- (4) 対象施設において、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害を発生させ、その排除のために当該対象施設の施設改善その他の必要な措置を講じないとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、指定を受け、又は奨励金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為があったとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。
- (8) その他市長が、奨励措置を講ずることが不相当と認めるとき。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（指定企業の責務）

第11条 指定企業は、市内に住所を有する者を積極的に雇用するよう努めなければならない。

2 指定企業は、操業開始から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 甲府市工場設置奨励条例（昭和63年7月条例第38号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の甲府市工場設置奨励条例（以下「旧条例」という。）第4条の交付要件に該当する工場を設置し、操業を開始してい

る事業者で、旧条例第3条の工場設置奨励金の交付を受けていないものについては、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- 4 この条例は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する指定の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。